新たな過疎対策法における指定要件・指定単位への配慮を求める意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」を制定して以来、４次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和３年３月末をもって失効することから、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくために、新たな過疎対策法について、全国知事会や県議会、市町村議会から、国への要望が多く出されている。

本県においては、34市町村のうち24市町村が過疎市町村、４市町が一部過疎市町村となっているが、現在検討されている人口要件と財政要件によっては、過疎地域指定から除外される市町村が出ることが見込まれる。

結果、これまでの国の支援により、路線バスなどの公共交通機関の維持、医師及び看護師等の確保、耕作放棄地対策、森林の荒廃対策などに懸命に取り組んできたことが後退してしまうおそれがあり、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

よって、国におかれては、新たな過疎対策法の要件・単位については、これまでの政策の継続性に配慮して、引き続き総合的な過疎対策を充実強化し、住民の生活を支えていく政策を推進するよう、次の事項に取り組むことを強く要望する。

１　新たな過疎対策法制定について、過疎地域の指定要件・指定単位を慎重に検討し、過疎地域の特性を的確に反映したものとすること。
２　準過疎地域を新たに設けること。
３　新たな過疎対策法により、過疎地域から外れることとなった市町村への経過措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長　三　石　文　隆

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
} 様